

第2章

令和元年度高齢社会対策の実施の状況

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

① 高齢社会対策基本法

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」(平成7年法律第129号)に基づいている。同法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帶の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念にのっとって高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとともに、国民の努力についても規定している。

さらに、国が講ずべき高齢社会対策の基本的施策として、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境等の施策について明らかにしている。

あわせて、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、政府が国会に高齢社会対策に関する年次報告書を提出すること、内閣府に特別の機関として「高齢社会対策会議」を設置することを定めている。

② 高齢社会対策会議

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には関係閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢

社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われている。

③ 高齢社会対策大綱

(1) 高齢社会対策大綱の策定

高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。

平成8年7月に最初の高齢社会対策大綱が策定されて以降、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しが行われており、平成13年12月に2度目、平成24年9月に3度目、平成30年2月に4度目の高齢社会対策大綱が閣議決定された。

(2) 基本的考え方

平成30年2月16日に閣議決定された高齢社会対策大綱（以下、「大綱」という。）では、「高齢者の体力的年齢は若くなっている。また、就業・地域活動など何らかの形で社会との関わりを持つことについての意欲も高い」、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや、現実的なものではなくなりつつある」と示し、「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えること」とともに、全ての人が安心して高齢期を迎えられるような社会を作る観点から「十全な支援やセーフティネットの整備を図る必要があ

る」としている。また、人口の高齢化に伴って生ずる様々な社会的課題に対応することは、高齢層のみならず、若年層も含めた全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを意味するとしている。

さらに、大綱では、高齢社会対策基本法第2条に掲げる社会が構築されることを基本理念とし、以下の3つの基本的考え方方にのっとり、高齢社会対策を推進することとしている。

- ① 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。
 - ・年齢区分でライフステージを画一化するとの見直し
 - ・誰もが安心できる「全世代型の社会保障」も見据える
- ② 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。
 - ・多世代間の協力拡大や社会的孤立を防止
 - ・高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくり
- ③ 技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。
 - ・高齢期の能力発揮に向けて、新技術が新たな視点で、支障となる問題（身体・認知能力等）への解決策をもたらす可能性に留意

(3) 分野別的基本的施策

高齢社会対策の推進の基本的考え方を踏まえ、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、研究開発・国際社会への貢献等、全ての世代の活躍推進の6つの分野で、基本的施策に関する中期にわたる指針を次のとおり定めている。

- ① 「就業・所得」

エイジレスに働く社会の実現に向けた環境整備、公的年金制度の安定的運営、資産形成等の支援等を図ることとしている。

② 「健康・福祉」

健康づくりの総合的推進、持続可能な介護保険制度の運営、介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現）、持続可能な高齢者医療制度の運営、認知症高齢者支援施策の推進、人生の最終段階における医療の在り方、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進等を図ることとしている。

③ 「学習・社会参加」

学習活動の促進、社会参加活動の促進等を図ることとしている。

④ 「生活環境」

豊かで安定した住生活の確保、高齢社会に適したまちづくりの総合的推進、交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護、成年後見制度の利用促進等を図ることとしている。

⑤ 「研究開発・国際社会への貢献等」

先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化、研究開発等の推進と基盤整備、諸外国との知見や課題の共有等を図ることとしている。

⑥ 「全ての世代の活躍推進」

全ての世代の人々が高齢社会での役割を担いながら、積極的に参画する社会を構築するための施策の推進を図ることとしており、各分野でニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）、新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）等との連携も進めていく。

(4) 推進体制等

高齢社会対策を総合的に推進するため、高齢社会対策会議において、本大綱のフォローアッ

プ等重要事項の審議等を行うこととしている。

また、高齢社会対策の推進に当たっては、65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向が現実的なものでなくなりつつあることを踏まえ、70歳やそれ以降でも個々人の意欲・能力に応じた力を發揮できる社会環境づくりを推進するとの基本方針に立って、以下の点に留意することとしている。

- ① 内閣府、厚生労働省その他の地方公共団体を含む関係行政機関の間に緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ること。
- ② 本大綱を実効性のあるものとするため、各分野において「数値目標」及び「参照指標」を示すこと。また、政策評価、情報公開等の推進により、効率的かつ国民に信頼される施策を推進すること。
- ③ 「数値目標」とは、高齢社会対策として分野別の各施策を計画的かつ効果的に進めていくに当たっての目標として示すものであること。短期的な中間目標として示すものについては、その時点の達成状況を踏まえ、一層の進捗を図ること。「参照指標」とは、我が国の高齢社会の状況や政策の進捗を把握し、課題の抽出、政策への反映により、状況の改善、展開を図るものであること。
- ④ エビデンスに基づく政策形成の推進を図ること。このため、高齢化の状況及び高齢社会対策に係る情報の収集・分析・評価を行うとともに、これらの情報を国民に提供するために必要な体制の整備を図ること。
- ⑤ 高齢社会対策の推進について広く国民の意見の反映に努めるとともに、国民の理解と協力を得るため、効果的な広報、啓発及び教育を実施すること。

なお、本大綱については、政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格に鑑み、経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要があると認めるときに、見直しを行うこととしている。

4 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策は、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、研究開発・国際社会への貢献等、全ての世代の活躍推進という広範な施策にわたり、着実な進展をみせている。一般会計予算における関係予算をみると、令和元年度においては21兆7,197億円となっている。これを各分野別にみると、就業・所得分野12兆5,185億円、健康・福祉分野9兆1,638億円、学習・社会参加分野171億円、生活環境分野54億円、研究開発・国際社会への貢献等分野34億円、全ての世代の活躍推進分野115億円となっている（表2-1-1及び巻末の「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

5 総合的な推進のための取組

（1）社会保障と税の一体改革について

第180回国会で成立した「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号。以下「改革推進法」という。）に基づき設置された社会保障制度改革国民会議（会長：清家篤慶應義塾長（肩書きは当時）。以下「国民会議」という。）は、改革推進法に規定された社会保障制度改革の基本的な考え方や基本方針に基づき、平成24年11月から平成25年8月まで20回にわたり議論が行われ、同年8月6日に報告書が取りまとめられた。

国民会議の報告書等を踏まえ、社会保障制度

改革の全体像や進め方を明示した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」が第185回国会に提出され、平成25年12月5日に成立した。

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号)は、少子化対策、医療・介護、年金の各分野の改革の検討課題と法案提出の目途、措置を講すべき時期を定めており、同法に基づき、関連法案の提出、施行等、改革を進めているところである。

(2) 一億総活躍社会の実現に向けて

平成27年10月7日に発足した第3次安倍改造内閣は、少子高齢化という構造的な課題に取り組み、女性も男性も、若者もお年寄りも、障害や難病のある方も、更には一度失敗した方も、皆が包摂され活躍できる社会「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組むこととし、「新・三本の矢」として、第一の矢「希望を生み出す強い経済」を「戦後最大のGDP600兆円」の実現という的に、第二の矢「夢を紡ぐ子育て支援」を「希望出生率1.8」の実現という的に、第三の矢「安心につながる社会保障」を「介護離職ゼロ」の実現という的に放つこととした。

表2-1-1 高齢社会対策関係予算（一般会計）

| | 就業・所得 | 健康・福祉 | 学習・社会参加 | 生活環境 | 調査研究等の推進 | 計 |
|--------|---------|--------|---------|------|----------|---------|
| 平成10年度 | 44,078 | 45,476 | 593 | 404 | 380 | 90,932 |
| 11 | 52,095 | 49,694 | 583 | 399 | 445 | 103,215 |
| 12 | 53,386 | 52,297 | 516 | 418 | 851 | 107,467 |
| 13 | 54,884 | 55,862 | 356 | 329 | 968 | 112,398 |
| 14 | 56,387 | 59,264 | 358 | 292 | 1,187 | 117,488 |
| 15 | 57,705 | 61,298 | 346 | 267 | 1,114 | 120,730 |
| 16 | 59,943 | 63,098 | 277 | 130 | 453 | 123,901 |
| 17 | 64,355 | 61,960 | 266 | 128 | 274 | 126,982 |
| 18 | 68,260 | 61,400 | 216 | 125 | 246 | 130,246 |
| 19 | 72,294 | 63,541 | 195 | 125 | 217 | 136,373 |
| 20 | 76,684 | 64,035 | 240 | 124 | 212 | 141,295 |
| 21 | 103,194 | 68,097 | 164 | 151 | 239 | 171,845 |
| 22 | 106,134 | 68,959 | 140 | 92 | 231 | 175,556 |
| 23 | 108,876 | 71,905 | 131 | 65 | 266 | 181,243 |

| | 就業・年金 | 健康・介護・医療 | 社会参加・学習 | 生活環境 | 市場の活性化と調査研究推進 | 基盤構築 | 計 |
|----|---------|----------|---------|------|---------------|------|---------|
| 24 | 85,100 | 76,076 | 119 | 71 | 296 | 86 | 161,748 |
| 25 | 109,052 | 80,262 | 116 | 36 | 267 | 143 | 189,875 |
| 26 | 112,228 | 83,517 | 114 | 23 | 430 | 366 | 196,678 |
| 27 | 115,795 | 84,647 | 110 | 18 | 114 | 124 | 200,809 |
| 28 | 117,762 | 85,582 | 112 | 5 | 116 | 119 | 203,697 |

| | 就業・所得 | 健康・福祉 | 学習・社会参加 | 生活環境 | 研究開発・国際社会への貢献等 | 全ての世代の活躍推進 | 計 |
|-------|---------|--------|---------|------|----------------|------------|---------|
| 29 | 119,285 | 87,036 | 111 | 48 | 33 | 122 | 206,634 |
| 30 | 121,372 | 88,954 | 175 | 49 | 30 | 114 | 210,693 |
| 令和元年版 | 125,185 | 91,638 | 171 | 54 | 34 | 115 | 217,197 |

資料：内閣府

(注1) 高齢社会対策関係予算には、本表に掲げる一般会計のほか、特別会計等がある。

(注2) 本表の予算額は、高齢社会対策関係予算として特掲できるものの合計額である。

(注3) 本表の予算額は、当初予算案の数字である。

(注4) 平成21年度の予算において、特掲できない700億円を計上していない。

(注5) 平成24年度、平成29年度は大綱の改定に伴い、項目が変更された。

この「一億総活躍社会」を実現するため「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）を策定し、介護離職ゼロの実現に向けた介護職員の待遇改善等を進めている。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」のロードマップの進捗状況について、継続的な調査及び施策の見直しの検討に資するため、令和元年5月30日に「ニッポン一億総活躍プラン」フォローアップ会合を開催した。

（3）働き方改革の実現に向けて

働き方改革は、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある人も、一度失敗を経験した人も、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けた最大のチャレンジであり、働く人の視点に立ち、働く方一人ひとりの意志や能力、置かれた事情に応じた多様な働き方の選択を可能とするための改革である。

平成29（2017）年3月、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。本実行計画には、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現等による非正規雇用の待遇改善のほか、高齢者の就業促進として2020年度までを集中取組期間と位置づけ、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への助成措置を強化すること、新たに策定した継続雇用延長や定年延長の手法を紹介するマニュアルや好事例集を通じて、企業への働きかけ、相談・援助を行っていくこと、集中取組期間の終

了時点で、継続雇用年齢等の引上げに係る制度の在り方を再検討すること等が盛り込まれ、取組を推進した。

引き続き、「働き方改革実行計画」における高齢者の就業促進についても、10年先を見据えたロードマップに沿って、着実に施策を進めしていく。

（4）全世代型社会保障制度の実現に向けて

少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、お年寄りだけでなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、働き方の変化を中心に据えながら、社会保障全般にわたる改革を検討することとしている。

令和元年12月には全世代型社会保障検討会議において、中間報告（令和元年12月19日）をとりまとめ、現時点での検討成果について、中間的な整理を行った。

（5）ユニバーサル社会の実現に向けて

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）に基づき、令和元年8月、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、初めて公表した。